



令和5年度採用 茨城県立高等学校等 校長選考試験 実施要項

(配置校：併設型中高一貫教育校5校、中等教育学校3校、令和5年度開校の2校)

本県においては、「第2次 茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦」に基づき、時代の変化に対応し、自ら考え、自ら行動し、解決できるような「人財」の育成に向けて、様々な施策を展開しています。茨城県教育委員会におきましても、県立高等学校改革プランを策定し、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成するため、県内各地に中高一貫教育校を設置し、探究活動、国際教育、科学教育等に重点を置いた教育を6年間で計画的・継続的に展開しています。また、全国初となる専科高校を令和5年度から新たに2校開校して、AI・IoTなど科学技術の進展やIT人財の不足という社会の変化に対応していきます。

そこで、校長として、これまでのキャリアで培われたマネジメントのノウハウを十分に発揮するとともに、過去の事例にとらわれない新たな発想に基づく、新しい時代の学校のマネジメントと人財の育成を担える方を求めたく、中高一貫教育校及び特色ある専科高校の校長について、公募による選考試験を実施します。

■ 求める人物像

- 1 優れたリーダーシップと組織マネジメント能力を有する者
- 2 過去の事例にとらわれない柔軟な発想力と企画力を有する者
- 3 社会の変化への対応力と先見性を有する者
- 4 地域の教育資源を取り込んだネットワークづくりの推進力を有する者
- 5 学校現場の課題を解決できる実行力を有する者

■ 募集内容等

項目	内容
① 配置予定校	・ 10校：併設型中高一貫教育校 5校 (日立第一、太田第一、鹿島、下館第一、下妻第一) 中等教育学校 3校 (勝田、並木、古河) 令和5年度開校の2校 (IT未来、つくばサイエンス) ※ 配置校については、選考の結果等を踏まえて決定します。
② 採用年月日	・ 令和5年4月1日
③ 採用前研修	・ 令和5年3月1日から3月31日までの間に数日間採用前研修を予定 内容：教育に関する法規等の基礎的研修(茨城県職員以外の者が対象)
④ 応募資格	次のアからエ(IT未来、つくばサイエンスについてはアからオ)のすべての要件を満たす者 ア 日本国籍を有する者 イ 下記の欠格条項に該当しない者 ・ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項 ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項 ウ 下記の管理職等の経験を有する者 (茨城県公立学校教職員及び茨城県職員) ・ 茨城県職員として管理職の経験を有する者 ※ 茨城県職員とは、知事部局等の職員以外にも、警察官など全ての本県職員を指す。 (「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外) ・ 民間企業等で管理職の経験又はそれと同等の経験を有する者 エ 令和元～令和3年度実施の本試験を受験していない者 オ IT未来・つくばサイエンスについては、この他に、大学・民間企業等においてIT、ロボット、建築、または生物化学などの専門的な経験を有する者 ※年齢についての制限はありません。 ※ 民間企業等に在籍したままの採用も可能です。(その際は条件についての確認・民間企業等の許可が必要になりますので、必ずお問い合わせください。)

項目	内容
⑤ 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募選考 ・ 第1次選考：書類選考 <ul style="list-style-type: none"> 応募資格、経歴、実績等の審査 ※ 選考結果については、受験申込書等の受理後10日～14日程度で、受験者に電子メールで合否を通知します。なお、第1次選考の合格者には、併せて第2次選考の日程等を通知します。 ・ 第2次選考：録画面接（エン・ジャパン（株）のVideo Interview機能を使用） <ul style="list-style-type: none"> ※ 選考結果については、録画面接用の動画を受理後10日～14日程度で、受験者に電子メールで合否を通知します。なお、第2次選考の合格者には、併せて第3次選考の日程等を通知します。 ・ 第3次選考：個人面接① [令和4年10月15日(土)、16日(日)] ※オンライン面接 <ul style="list-style-type: none"> ※ 選考結果については、10月下旬に、受験者に電子メールで合否を通知します。なお、第3次選考の合格者には、併せて第4次選考の日程等を通知します。 ※ 面接にはGoogle Meetを使用します。あらかじめGoogleアカウントを準備してください。 ・ 第4次選考：個人面接② [令和4年11月上旬] ※対面面接 <ul style="list-style-type: none"> ※ 選考結果については、11月中旬に、受験者に電子メールで合否を通知します。なお、第4次選考の合格者には、採用内定者として必要な手続き等について通知します。
⑥ 任用形態	<p>(茨城県公立学校教職員及び茨城県職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県職員としての身分を継続 ・ 4年経過せず60歳の年度を迎える場合、延長面接を行い、残りの任期は特定任期付職員として任用 <p>(「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定任期付職員(4年間)として採用 1年目は原則として副校長、2年目から校長に登用(勤務状況等確認)
⑦ 給与等	<p>(茨城県公立学校教職員及び茨城県職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき支給 <ul style="list-style-type: none"> ※ 教育職給料表(二)を適用し、それぞれ個人の経験年数等に基づき再計算します。 例えば、校長で最高号給の場合、年収は960万円程度になります。 <p>(「茨城県公立学校教職員及び茨城県職員」以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」等の規定に基づき支給 <ul style="list-style-type: none"> ※ 特定任期付職員給料表の5号給(給与月額608,000円)を支給します。年収は、初年度は950万円程度、翌年度以降は1,050万円程度になります。 (※ 給与月額及び年収の見込みは令和4年7月1日現在のもので、今後給与改定などにより変更となる場合がありますので、念のため申し添えます。) ・ 「職員の給与に関する条例」に規定する昇給制度は適用されず、扶養手当、住居手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当などは支給されません。 ・ 特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することがあります。
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長を含む公立学校教職員は、地方公務員法により政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限があります。 ・ 選考に要する経費及び内定後に提出していただく健康診断書等の書類に係る費用については、すべて受験者の負担になります。 ・ 応募及び合否等の連絡のためのメールアドレスの取得、オンライン面接のための機器及びネットワーク環境の整備をお願いします。

■ スケジュール

① 実施要項の配布	令和4年8月26日(金)から	茨城県教育委員会ホームページからダウンロードできます。
② 募集期間 第1次選考 (書類選考)	令和4年8月29日(月) ～9月28日(水) 受付後、随時実施	エン転職、ミドルの転職及び AMBI のいずれかのホームページで会員登録を行ったうえで応募してください。令和4年9月28日(水)17:00 締切です。 書類選考の結果については、受験申込書等の受理後10日～14日程度で、電子メールで可否を通知します。
③ 第2次選考 (録画面接)	第1次選考後、随時実施	
④ 第3次選考 (オンライン面接)	令和4年10月15日(土) 10月16日(日)	個人面接
⑤ 第4次選考 (対面面接)	令和4年11月上旬	個人面接
⑥ 合格発表	令和4年11月中旬	

■ 応募方法

- ・ 実施要項をよく確認のうえ、必ずエン・ジャパン株式会社が運営する以下のいずれかのホームページからお申し込みください。(令和4年9月28日(水)17:00 締切)

エン転職のサービスから応募 <https://employment.en-japan.com>

ミドルの転職のサービスから応募 <https://mid-tenshoku.com>

AMBI のサービスから応募 <https://en-ambi.com>

※画面上の指示に従い、必要事項を漏れなく入力してください。

(注意事項)

- ・ インターネット申込みに係わる亡失等のトラブル及び予期せぬトラブルには、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ・ 申込期間の終了間際は混雑が予想されます。応募作業が令和4年9月28日(水)17:00 までに完了するように、手続きを行ってください。混雑等によるデータ送信の遅延により受付期間中に処理できない場合は受付を認めません。また、通信トラブル等も考慮し、十分余裕をもって申込みください。
- ・ 申込み後のメールアドレスの変更は受け付けていませんのでご了承ください。
- ・ 申込内容に虚偽があった場合は、合格した場合でも合格を取り消すことがありますので、内容を十分確認の上、申込みを行ってください。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により最終面接も対面ではなく、Webによる面接となる可能性があります。

応募は民間の転職サイトを活用しています。下記の問い合わせ先に直接応募しても受け付けることはできません。

■ 問い合わせ先

茨城県教育庁 学校教育部 高校教育課 人事担当グループ

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6 TEL029-301-5256 FAX029-301-5269
メールアドレス : message@edu.pref.ibaraki.jp

■ 参考

◆ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(政治的行為の制限)

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

- (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
- (5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
(以下省略)

(営利企業への従事等の制限)

第 38 条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

◆ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)

(校長・教員の欠格条項)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆ 教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第 18 条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

(以下省略)

◆ 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)

(政治的行為の制限)

第 102 条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

- 2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。
- 3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。